

定款

株式会社テクノクリエイティブ

第1章 総則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社テクノクリエイティブと称し、英文では、techno-creative CO.,LTD.と表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) パッケージソフトウェアの利用技術・研究開発及び流通
- (2) ソフトウェアプロダクト及び関連ソフトウェアの研究開発及び流通
- (3) ITインフラの設計、構築、運用、保守
- (4) IoT・AIを利用した先端的ICT製品・サービスの研究開発及び流通
- (5) コンピュータ及び周辺機器の販売(レンタル・リースを含む)保守サービス
- (6) コンピュータの利用による情報の提供
- (7) 各種産業用機械・ロボット、電気・電子機械器具の設計、製造、加工、組立、検査
- (8) 自動車及び自動車部品・附属品の設計、製造、検査
- (9) 自動制御機器の開発、設計、試作、製造、検査
- (10) 各種設備・機械・機器の保守、点検、据付、保全
- (11) 各種オフィスワーク・コールセンター・データ入力・医療分野のBPOサービス
- (12) 人材育成及び職業能力開発のための教育事業
- (13) 労働者派遣事業法に基づく一般労働者派遣事業
- (14) 職業安定法に基づく有料職業紹介事業
- (15) 前各号に附帯または関連する各種コンサルティング業務
- (16) 前各号に附帯または関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を熊本市に置く。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、8,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を使用することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年12月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに隨時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年9月30日とする。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、あらかじめ取締役会が定めた取締役がこれを招集し、議長となる。

- 2 前項に基づいて定めた取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数で行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第18条 当会社の取締役は、8名以内とする。

(選任方法)

第19条 取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第20条取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。
- 3 取締役会は、その決議によって最高経営責任者(CEO)、最高執行責任者(COO)、最高財務責任者(CFO)各1名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第22条取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、あらかじめ取締役会が定めた取締役がこれを招集し、議長となる。

- 2 前項に基づいて定めた取締役に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第23条取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法等)

第24条取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第25条当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役会規程)

第26条取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第28条 当会社は、会社法426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

- 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等を除く)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役

(員数)

第29条 当会社の監査役は、3名以内とする。

(選任方法)

第30条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3 分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する 時までとする。

(報酬等)

第32条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第33条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

- 2 当会社は、会社法427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 計算

(事業年度)

第34条当会社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第35条当会社の期末配当の基準日は、毎年9月30日とする。

2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第36条当会社は、取締役会の決議によって、毎年3月31日を基準日として中間配当をすることができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第37条配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないとときは、当会社はその支払義務を免れる。

附則

1. 本定款は、1999年9月2日から施行する。
2. 本定款の変更は、2000年3月15日から施行する。
3. 本定款の変更は、2002年10月1日から施行する。
4. 本定款の変更は、2004年12月7日から施行する。
5. 本定款の変更は、2016年12月25日から施行する。
6. 本定款の変更は、2020年6月1日から施行する。
7. 本定款の変更は、2020年12月25日から施行する。
8. 本定款の変更は、2022年6月15日から施行する。
9. 本定款の変更は、2025年12月26日から施行する。